

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 9 月 1 日

福島県相双建設事務所長 栗田 豊己

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 不動産鑑定評価業務 一式
- (2) 業務仕様等 入札説明書及び不動産鑑定評価仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から 6 4 日間
- (4) 評価依頼地 不動産鑑定評価仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 次のア又はイの条件を満たす者であり、かつ、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 5 2 号）の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。
 - ア 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 5 2 号）の規定に基づく福島県知事の登録を受けている不動産鑑定業者であること。
 - イ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 5 2 号）の規定に基づく国土交通大臣の登録を受けている不動産鑑定業者であつて、福島県内に事務所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和 6 年 1 0 月 2 日（水）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）
- (2) 提出場所 郵便番号 9 7 5 - 0 0 3 1
福島県南相馬市原町区錦町一丁目 3 0 番地
福島県相双建設事務所総務部総務課
電話番号 0 2 4 4 - 2 6 - 1 2 0 6

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年10月17日(木) 午後1時30分
- (2) 場 所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
福島県南相馬合同庁舎 403(南) 会議室
- (3) そ の 他 郵便による入札は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県相双建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- (5) 本公告に関する問い合わせ先
福島県相双建設事務所総務部総務課
電 話 番 号 0244-26-1206
電子メール sousou.ken.nyusatsu@pref.fukushima.lg.jp